

社会福祉法人悠遊
2016年度法人事業活動方針

社会福祉法人悠遊
理事会

【法人の理念】

わたしたちは、一人ひとりが人間としての尊厳を保ち、その人が自分らしく暮らすことができるよう支えていきます。

1. 「尊厳・自立支援」 その人の思いを大切にします。
 - ・ その人のライフスタイルを尊重し、一人ひとりの有する能力に応じて、安心して、自分らしく、日々生き活きと暮らせるように、支援します。
2. 「地域」 地域とともに築く福祉を目指します。
 - ・ 地域をささえ、地域の身近な存在で有り続けるために、市民、行政、関連団体等との連携を進めます。
3. 「サービスの質の確保」 サービスの質の向上を目指します。
 - ・ 私たちのサービスを希望されるすべての方の要望に応えられるように、そして一人ひとりを支えられるように、「サービスの質の向上」を積極的に進めていきます。そのために職員の資質の向上はもとより、いつでも地域へ私たちのサービス情報を公開し、広くご意見を求め改善につなげます。

【法人の目的】

社会福祉法人悠遊の定款に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

1. 第二種社会福祉事業
 - ① 老人デイサービスセンターの経営（デイサービスいずみ、デイサービス悠花）
 - ② 老人居宅介護等事業の経営（訪問サービスいずみ）
 - ③ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営（グループホームいずみ）（グループホームちとせ）
 - ④ 障害福祉サービス事業の経営（訪問サービスいずみ）
 - ⑤ 小規模多機能居宅介護事業の経営（小規模多機能ホームみんなんち）
2. 社会福祉法第26条の規定に基づく公益を目的とする事業
 - ① 居宅介護支援事業（支援サービスいずみ）（支援サービスちとせ）
 - ② 地域包括支援センターの経営（泉町地域包括支援センター）＜受託事業＞
3. 社会福祉法第26条の規定に基づく収益を目的とする事業
 - ① 不動産賃貸業
 - ② 駐車場業

【基本姿勢】

1. 私たち社会福祉法人悠遊は、その開設以来、住み慣れたまち…地域で安心して住み続けられる地域社会づくりを目指し、ご利用者、ご家族、職員、ボランティアさん、さらに地域に関わる全ての方が笑顔で過ごせる「まち」にしたいと思ひ続けその実践を推し進めてきました。改めて社会福祉法人としての使命を地域包括ケアを推進する中で実現し、私たち悠遊もその理念の実現をめざし、持続可能な地域福祉の事業を進めていきます。

【基本方針】

1. 2014年度に検討された次期中長期計画（2015年～2019年）に基づき、生活クラブ運動グループ連携（生活クラブ安心システム連合、インクルーシブ事業連合）並びに全国連携としての安心システムユニテッドとの強化を図ります。さらには西東京、世田谷と各拠点ごとの多様な組織と連携し、私たちの地域包括ケアシステムを目指し、ご利用者、ご家族、ボランティアさん、職員、そして大勢の地域市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。
 - ① 「生活クラブ安心システム連合」
 - ・ 生活クラブ生協を母体とする3つの社福（生活クラブ風の村、いきいき福祉会、悠遊）を中心に、生活クラブ生協の各単協で生活クラブ安心システム連合を結成しました。研修、交流会を通じて学びあい「10の基本ケア」を、ケアの基本姿勢としていきます。
 - ・ 「10の基本ケア」を「生活クラブのケア」としてブランド化し、各地で実施されるよう推進します
 - ② 生活クラブ福祉・たすけあい8原則
 - ・ 社会福祉法人悠遊は、生活クラブ生協東京の寄付により設立された社会福祉法人です。全国の生活クラブ生協と関連グループでは、様々な福祉・たすけあいの活動が展開されています。悠遊においても、この「生活クラブ福祉・たすけあい8原則」を事業を進める上での原則とします。
 - ③ インクルーシブ事業連合
 - ・ 生活クラブ生協・東京の運動グループでスタートしたインクルーシブ事業連合（地域福祉の中間支援団体：市民による市民のための安心ネットワーク構想）の一員として各ネットワークへの参画による事業連携と事業支援を進めます。
 - ④ 安心システムユニテッド
 - ・ 全国グループ等様々なネットワークとともに、それぞれの地域で地域福祉を担う団体との連携を図ります。
2. 地域包括ケアを目指す事業拡大と展開に向けて
 - ・ 地域福祉社会を担う法人として、新たな事業展開に向けては積極的に投資し、事業の発展と継続を図ります。地域に信頼される法人として、その活動を積極的に情報の開示と公開を進めます。さらに自らが地域の社会的資源として他者との連携をしながら主体的にその推進を図ります。市民、行政、福祉団体等、この地域社会に関わる人々とともに、自らが地域の社会資源として交流事業を進めていきます。
 - ・ 各自治体の地域福祉計画・整備計画を元にした情報収集、土地活用に基づく積極的な事業投資情報の収集等、多様なチャンネルで得られる情報を総合的に分析し、生活クラブ運動グループとの連携を通じて新たな事業開設の可能性を検討します。

- ・ 西東京市で培ってきたノウハウを生かし、生活クラブ・ケアセンター世田谷においても多様な活動が展開され豊富化されるよう、世田谷区においても市民、行政、福祉団体等、この地域社会に関わる人々とともに、交流事業を進めていきます。
 - ・ 私たちが地域包括ケアとして位置づける「安心支援システム」として西東京では、引き続き徘徊模擬訓練、地域合同防災訓練を行い、新たに（仮称）認知症カフェを開始します。また、買い物バス・日帰り企画等についての検討を生活クラブ関連団体と進めます。世田谷では昨年開始された「ゆうゆうカフェ」（認知症カフェ）を地域に定着させ、地域社会の交流の場としていきます。
 - ・ さらに子育て支援事業や若者就労支援、ユニバーサル就労等多様な事業との連携、新たな事業創出についても積極的に参画していくこととします。
 - ・ 西東京において、地域包括ケアを推進する「泊まり」機能を有する事業、第3の拠点（複合施設）の確保を検討します。（新たなサービス事業を展開します）多機能複合型拠点（24時間・365日ケア可能な）（小規模多機能、グループホーム、ショートステイ、定期巡回型訪問介護看護等施設）
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを西東京拠点で開始します。
（通所、訪問ともA型とし、現在事業の範囲で、それぞれ届け出基準を確認し、利用者受け入れ基準、管理者配置や職員人数、サービス内容について確認中）
 - ・ 法人規模と財務力、他の法人連携とネットワークを通じて、新規事業への機会があれば、中長期方針に基づき、調査検討を進めます。
3. 西東京市の法人本部・事業所と世田谷区の事業所との組織体制に基づき、双方がその機能を発揮して、総合力を持って効率よく効果的に法人・事業所が運営されるように努めます。
- ・ 確実な事業計画の達成により、収入の安定確保に努めサービス水準をさらに高めていきます。一方事業の効率的、効果的な運営により経費支出の抑制に努めます。
 - ・ 事業を進める上で、コスト意識を定着化させより効率的、効果的な事業運営が図れるように努めます。その結果コスト削減ができていくこととします。

【法人】

1. 「生活クラブ安心システム」の推進
 - ・ 昨年に引き続き、法人内の推進体制（リーダー研究会、技術等修得研修会メンバー）を中心に、「10の基本ケア」研修を進めます。各事業所では、事業所単位で座学編、実践編を繰り返し実行していきます。
2. 事業運営を円滑に推進します。
 - ・ 将来の第3の拠点構築を予測した法人本部体制の検討を行います
 - ・ 中長期的な人事政策に基づく新卒者の積極的な確保の推進と人材育成を促進するための制度変更の検討を進めます。
 - ・ 人材育成を資格制度取得はもとより、ケア向上の仕組みを生活クラブ安心システム構築の一環として知識、技能習得の派遣研修や交流研修を通じて推進します。
 - ・ 資格取得の推進に向け、法人として支援します。
 - ・ 職員行動基準書を作成し法人職員としての自覚と行動を明確にします。職員の組織人としての行動基準を明らかにしています。一人ひとりの職員が悠遊の基本理念を実現する一人としてその行

動に責任を持っていきます。

3. 後援会組織の「社会福祉法人悠遊をささえる会」との協力連携体制を取ります。
 - ・ 企業組合ワーカーズコレクティブ「結女」、NPO・ACTワーカーズえん千歳台とは定期の協議会を開催し、双方の事業所の課題について確認し、改善に向けての検討を行います。また、コミュニティレストラン木・々とも食事等についての協議を必要に応じて開催していきます。

【財務方針】

1. 法人としての財務構造の強化を、各事業所の予算達成を前提に進めます。
 - ・ 予算計画を事業目標として明確にし、その達成を目指します。
 - ・ 今年度西東京拠点において大規模改修を検討し実施します。（現在要検討）
 - ・ 事業運営の効率化を図りコスト削減を全事業所一体に推し進めます。
 - ・ 新規事業開設を計画的に進めるために、複数サービスの併設についても明確化していきます。

■ 各事業所の利用計画、数値計画

- デイサービスいずみ：利用人数日時 33, 5名
- デイサービス悠花：利用人数日時 10名
- グループホームいずみ：稼働率 95%
- グループホームちとせ：稼働率 95%
- 訪問いずみ：年度当初時間数 1,000 時間～年度末月次時間数 1,100 時間
- 支援いずみ：月次請求件数常勤 1名あたり 35 件、非常勤 25 件から 32 件
- 支援ちとせ：月次請求件数常勤 1名あたり 30 件、要支援 2 件、認定調査 2 件
- 小規模多機能みんなんち：年度当初登録者 17 人～年度末登録者数 21 名

【法人事業共通活動】

■ 今回策定した、「職員行動基準書」は法人の理念を実現するために、法人の経営基本姿勢等を明らかにし、そのために基準としました。それに基づき一人ひとりの職員が自覚を持って、行動に移し、その積み上げが各事業所の健全な事業運営となりさらには法人全体の事業が地域に信頼される事業となるよう努力していきます。

■ さらに、現在法人において設置されている機能別委員会体制を再整備し、各事業所との連携が実効性を持って進められるようしていきます。

1. 法令遵守（コンプライアンス）

- ・ 介護保険制度において、サービス提供事業者に求められていることとして、利用者に対する適切なサービス提供とともに、重要なことは制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するための、法令遵守です。現在の法人の業務管理体制を常に念頭に置きながら各事業所においても今まで以上に法令の遵守を進めます。毎年度実施される「介護サービス情報公開制度」を各職場において受審時からオープンにし課題を明確にし、職場内での改善に向けた方向性を共有化し実行していきます。「福祉サービス第三者評価」についても、利用者アンケートによる評価、職員アンケートによる評価を自己評価と比較検討し、職場内での改善に向けた方向性を共有化し実行していきます。法人においては各事業所での評価・改善点を法人全体の評価として実行方針化していきます。

* 法令遵守規程、自主監査制度

2. 権利擁護・虐待の防止

- ・ 法人における各事業所のサービスを受けられるご利用者に対して、一人ひとりの尊厳を尊重することは私たち職員に課せられた義務です。サービスを提供する場面に限らず、自己決定の尊重、個人の財産、ご利用者の参加権等一人ひとりの権利を常に念頭にサービスの提供に努めるとともに、その配慮に努める必要があります。
- ・ 権利擁護とともに、虐待の防止についてもサービスを提供する事業者、職員にとって大変重要な事項です。虐待そのものの理解を繰り返し学習することにより、直接性の虐待のみならず、間接的な虐待にも深い理解が必要です。サービスを提供する上で行動基準に基づき職員相互が理解確認していくことが必要です。施設内、サービス提供中の虐待に限らず、利用者を巡る周辺の人的環境に配慮する必要があります。職員同士の気づきを大切にし、様々な情報共有を図ることが求められます。
- ・ 一方地域の高齢者、障害者、子どもなど社会的弱者に対しても目を向けることが必要です。福祉で働く職員一人ひとりが高い倫理性に基づき人権を守る役目を担っている自覚を持つことが重要となっています。

* 権利擁護・虐待防止規程

3. 危機管理（事故対策・苦情処理、災害対策、感染症対策等）

- ・ サービス提供中に起こりえる可能性があるリスクに対して、法人として基軸体制を整備し、各事業所において実行力が発揮できるように進めます。
- ・ 各事業所で発生する介護事故は、日常のケアにおいてのヒヤリ・ハット（気づき）が大切です。記録の積み上げ、即時の共有化、対策と事故発生を未然に防ぐための初期段階で対応を進めることです。サービス提供をする側の事故については、確実に防止することが必要です。即時の対策と再発防止を日時で処理し、情報共有を図ることが今後も必要とされます。ご利用者の機能低下による事故については、個々の利用者の状況変化がその要因とされます。専門職としてケア水準を高めることによってその要因を察知し、最大限対応できるよう職員同士の連携が必要とされます。また事故発生後の初期段階での対応は、その後の苦情に発展する大きな要因となります。相互の報告・連絡・相談を密に行い職員間、部署間の丁寧対応が必要です。また苦情処理については事業所毎に限らず、法人全体並びに第三者委員にも適格な情報を提供し、適切な対応が出来るようにします。
- ・ 現在法人において、拠点ごとに毎年総合防災訓練を年 2 回実施しています。また、各事業所においては毎月決まった日程で地震想定、火災想定避難訓練等を実施しています。昨年災害における事業継続対応について一部規程を策定しましたが詳細について未作成になっています。また災害時における防災用品の備蓄も遅れていますので、早期に対応していきます。
- ・ 感染症対策については、昨年西東京のデイサービスいずみにおいてインフルエンザの感染がご利用者、職員の中で広がってしまいました。また、グループホームいずみでは感染性胃腸炎が発生しました。「10の基本ケア」において換気に努める、手洗いを徹底、マスクの着用、湿度の確保などを実施してきましたが、感染の広がりを防止するには至っていません。この教訓を活かして早期の感染症対策が急務です。

* 感染症対策の強化

2016年度デイサービスいずみ事業計画

デイサービスいずみセンター長 小畑理恵子

【事業目的】

1. ご利用者の意思及び人格を尊重し、高齢者が在宅で自分らしく生き生きとした生活を送ることができるよう、サービスの提供を行います。
2. 通所介護計画に基づき、利用者の自立を促すことができるサービスの提供を行います。
3. 在宅介護を継続することができるよう、介護者を支えるための援助を行います。
4. ご利用者の生活の幅が広がるように、地域と連携して支援していきます。
5. 人に優しい物品を使用し、環境に配慮した活動を取り組みます。

【事業方針】

1. 障害や認知症の重度・軽度に関わらず、デイサービスいずみの利用を希望される人すべての方を対象としサービスの提供を行います。その上で、安定した稼働率を確保し、主力事業としての役割を担うことが出来る体制を整えます。
 2. 職員は「待ちの介護」を基本とし、「10の基本ケア」の視点を持ってご利用者の自立心や意欲の回復を図る事が出来るサービスを提供します。
 3. 午前・午後の活動の充実・入浴稼働率の向上等を目的とし、デイサービスの一日の流れの見直しを行います。
 4. ご利用者・ご家族のニーズを聴きとる機会をより多く設け、ご利用者主体のサービス作りを行います。
 5. 通所介護計画を基本とし、「PDCAサイクル」を各職員が意識してケアに当たることが出来るような取り組みを実施します。
 6. より質の高いサービスの提供を行うため、職員研修の充実をはかります。
 7. 各職員は自らも積極的に知識・技術の向上に取り組み、専門職としての意識を高めます。日々の情報の交換・職員会議の充実をはかります。
 8. 住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、認知症ケアの向上を目指します。
 9. ボランティアや実習などの受け入れを積極的に行い、介護サービスの知識・情報の提供を行います。
 10. 地域との交流を深めるため、保育園・小中学校などとの多世代交流を積極的に行います。その他、地域の活動・行事に積極的に参加しご利用者の活性化をはかります。
- 2016年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。通所 A 型として、現在の通所介護と平行して、サービスの提供に努めます。

【事業目標】

- 平均利用人数:33.5名
- サービス活動収益:108,850千円

【会議・委員会計画】

- * 各委員会・役割分担とも、年度当初に会議・活動計画を立て、その実施に向け各職員共に計画的に業務に取り組むことが出来るようにします。

会議 委員会名	開催日	目的・役割	メンバー
職員会議	・ 月 1 回 土曜日 ・その他随時	・ 事業所全体の事業運営のための必要事項の確認。各委員会・役割分担等の報告。サービス等についての検討、各研修の実施を行い、サービスの質の向上を図る。	全職員（運転手・外介職員を除く）
防災対策委員会	・年 4 回(6・9・12・3 月) ・その他、随時	・ 毎月 1 日に避難訓練を行い実施状況の確認・点検を行う。センター内の火災予防上の点検・検査実施状況の確認・検討を行う。	センター長・主任・担当職員
危機管理委員会	・毎月 1 回 ・その他、随時	・ 事故報告書・ヒヤリハットをもとに事故発生の対策と防止案を検討・提案を行う。 ・ ご利用者の安全対策・人権に関わることについて確認・検討を行う。 ・ ご利用者・ご家族・地域等からの苦情・意見に対する対応と進捗状況の確認をし、防止策の検討を行う。	センター長・主任・看護師・介護職員
教育研修・ケア向上委員会(マニュアル会議)	・年 4 回(4・7・10・1 月) ・その他、随時	・ 新規採用職員の研修を行う。 ・ 集団研修の計画を立て実施する。 ・ ご利用者のニーズを把握し、必要なケア・サービスを提案する。 ・ 職員会議でのグループディスカッションを計画・実施する。 ・ マニュアルの点検・修正を行う。	センター長・担当職員
環境整備委員会	・年 4 回(5・8・11・2 月)	・ デイ内外の環境整備・点検を行う。 ・ 環境美化に関する啓蒙活動を行う。 ・ 季節感のある環境づくりを行う。	主任・担当職員
常勤会議	・毎月1回(危機管理委員会と同時開催)	・ 次月の受入れ調整・利用者情報の確認。安定した利用人数の確保が出来るようにする。 ・ 各委員会・役割分担等の進捗状況の確認。	常勤職員
Ns 会議	・年 3 回	・ Ns 業務の確認。ご利用者の健康管理に関する情報の確認をおこなう。 ・ 医療知識についてのミニ研修を職員会議で実施する。	センター長・看護師
食事会議	奇数月の 第1火曜日	・ 昼食・おやつに関して結女と調整を行う。	センター長・看護師
送迎運行者会議	年 2 回	・ 運行業務についての確認を行う。 ・ 情報交換を行い、各コースの点検を行う。	センター長・送迎担当・運転手
各行事担当者会議	必要時	・ 各行事に関する調整。職員会議への提案事項を検討。	各行事担当者
各役割分担会議	必要時	・ 各役割に関する調整。職員会議への提案事項を検討。	各役割担当者
各クラブ分担会議	必要時	・ 各クラブに関する調整。職員会議への提案事項を検討。	各クラブ担当者

【研修計画】

- 下記の研修を職員会議で実施していきます。研修によっては法人での合同研修を企画していきます。下記の研修以外に各職員に応じた外部研修を計画していきます。
- * 認知症に関する研修、接遇・マナー研修、プライバシー保護に関する研修、虐待防止・身体拘束排除に関する研修、倫理及び法令順守に関する研修、事故発生予防・再発防止等、安全対策に関する研修、緊急時対応に関する研修、非常災害時の対応に関する研修、感染症及び食中毒の発生予防および蔓延の防止に関する研修、介護予防に関する研修、疾病等に関する研修
- * その他:10の基本ケア、外部派遣研修、認知症実践者研修等の実施

【実習受け入れ計画】

- 次世代の福祉を担う人材の育成・介護知識の啓発・地域貢献のため、各実習生の受け入れを行います。
- * 日本社会事業大学 介護福祉士実習、教員免許取得者社会福祉施設介護体験、市内中学校職場体験、その他、実習・体験の受け入れがあった場合は、事前に予定している実習等の日程と調整を行いながら可能な限り受け入れをしていく。

【年間行事計画】

月	内容	月	内容
4月	お花見(3月末より)	10月	
5月	端午の節句	11月	
6月		12月	クリスマス
7月	七夕	1月	お正月
8月		2月	節分
9月	お月見	3月	ひな祭り

【その他】

- ① 毎月1日に、避難訓練(火災・地震)を実施。
- ② 毎月、誕生会を実施。
- ③ 年間を通してご利用者の意見を取り入れて企画を計画・実施。
- ④ 保育園交流・小・中学校との交流を実施。
- ⑤ 家族交流会を実施(回数については未定)。
- ⑥ ボランティア交流会を年2回実施(法人開催と合同)

グループホームいずみホーム長 大木智恵子

【事業目的】

1. 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の高齢者が可能な限り自宅の近くで 24 時間、365 日、家庭的な環境の中で共同生活ができる。
2. 入居者の方々の尊厳を尊重し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行う事により、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るような体制をつくる。
3. 地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行う。
4. 地域住民との交流のもとで、地域の他の社会資源との連携を図り、よりよいまちづくりの為の発信基地となる。

【事業方針】

1. ケアプラン作成時、十分なアセスメントのもとご本人のニーズ、ご家族ニーズを把握し、関連事業所・スタッフ間の情報のもとにサービス担当者会議を適時に開催し、ホームでの毎日の生活がご本人にとって楽しいと思えるように話し合います。
2. 適切なケアプランの元、的確な支援を行うことで QOL を保ち「その人らしさ」や「質の高い生活」「人間の尊厳」を守ります。現在法人として取り組んでいる「10の基本ケア」に基づき、必要なケアの基本を研鑽し、サービスの質の確保、向上を目指します。
3. 職員が当ホームの理念に向けて専門性を持って働ける体制をつくる。
 - ・ GH の方針を実際のケアに活かすため全体職員会議、ユニット別会議の充実を図ります。また、法令上定められた研修についてもこの会議運営で行います。
 - ・ 認知症ケアの専門性やグループホーム運営に必要なより高い専門性を獲得するために、集合研修や個々の職員に必要とされる研修について計画化し実施します。
 - ・ (東京都の認知症実践者研修には出来るだけ多くの職員を推薦して24時間365日の認知症ケアの実践者であるグループホームの質の向上と効果を発揮します)職員同士の勉強会はケア向上委員会を中心にその自発性を持って開催できるようにします。
 - ・ 朝、夕 毎日行う申し送りの内容の整理、観察・記録の取り方の指導
4. 法人内や他の事業所との連携を行い入居者へのサービスをさらに広げるための協力体制を作ります。
 - ・ グループホームにおける家族会は、ご利用者個々のケア内容を通じて施設運営の問題点課題を相互に意見交換し、ご利用者に対してより高いサービスが提供されるための機会です。事業者として家族会での意見反映がきちんとできること、ご家族同士の連携を更に充実できるように進めます。
 - ・ グループホーム地域運営推進会議は、事業者、ご家族代表者、地域代表者、地域包括等の方々をメンバーに事業所運営やサービス内容等を報告し、広くご意見をいただく機会です。地域とともにあるグループホームの様々な活動に参加していただきながら、地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを進めていけるよう共に協力していきます。積極的に情報の発信を行い地域に信頼される事業所を目指します。
 - ・ 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。
5. サービスの提供にあたっては計画について十分な説明を行い、利用者の理解と同意を得ます。

6. 利用者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。
7. 利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防を重視します。
8. 法人内の内部監査及び福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取組み、サービスの質の向上に努めます。

【事業目標】

*稼働率:95%

*サービス活動収益: 95, 005千円

【会議】

会議名	開催日時	目的・役割	メンバー
常勤会議	開催:月1回 第3曜日 時 分～時 分	・年間計画書の策定案、年間報告書の策定案と実践 目標管理(上・下半期)、重要事案の検討、 ・常勤としての方針に基づいたリーダーシップの確認	ホーム長、 常勤職員
全体会議	開催:月1回 第1 木曜日 18:30～20:30	・主任会議で決定したことの報告、年間計画・報告、 研修、ケアプラン検討、事故・ヒヤリハット報告、苦情 に関すること、必要な全体研修、 労務・人事に関 すること、各委員会の活動計画・報告	全職員
ユニット会議	開催:月1回 18:30～19:00 (さくらユニット:第3水曜日 ほほえみユニット:第3金曜 日)	・ユニットごとの利用者のサービス内容の状況把握。 業務内容の点検と問題点の改善等。	各ユニット職員
運営推進会議	年6回(隔月) (5月・7月・9月・11月・1 月・3月)	・地域との連携、地域づくりをはかることを目的に開催 ・活動状況の報告 要望・助言を受ける	ご家族代表・入居者 代表・地域住民・行政 ・包括支援センタ ー・ホーム長

【委員会】

委員会名	開催日時	活動内容	構成メンバー
防災対策 委員会	年4回訓練開催 内2回は法人主催	・活動計画作成と実施及び実施記録の作成。	防災管理者 防災火災担当
危機管理委員会 (安全対策委員会・ 苦情解決対応委員 会)	前期・後期各1回	・活動計画作成と実施。活動報告書作成。 ・毎月の事故・ヒヤリハットの把握と 毎月の職員会議の準備、進行 ・苦情や不満に対する検討と対策。法人との連携	ホーム長 介護職員
ケア向上委員会 (個別ケアプラン担	年3回 (4月、10月、3月)	・活動計画作成と実施。活動報告書作成。 ・現状把握と課題に対応する改善策の検討など。 ・職員会議において、各ケアプランの見直し、討議を	ホーム長

当国会議)		準備、リードする ・研修課題等の提案 ・各入居者のケアプランの検討と作成 ・職員会議において、全員で意見を出し合って討議	担当職員
環境整備 委員会	年 2 回 うち 1 回は法人協力) 4 月、11 月	・活動計画作成と実施。活動報告書作成。 ・ホーム内の環境整備・美化・点検。危機管理委員会、行事委員会との連携共同実行。	担当職員
地域ネットワーク 及びボランティア 担当委員会	年 4 回	・活動計画作成と実施。活動報告書作成。 ・地域交流プログラムの検討 ・ボランティアの受け入れ態勢と支援計画。	ホーム長 担当職員

【研修計画】【新任・現任職員研修計画(内部)】

開催月	研修内容	開催月	研修内容
4月	虐待、身体拘束	10月	記録のとり方
5月	口腔嚥下セミナー	11月	接遇マナー
6月	食中毒予防、ノロウイルス対策	12月	介護技術
7月	倫理及び法令遵守	1月	認知症ケア(疾病との関連について)
8月	GH 基礎研修	2月	認知症ケアマネジメント
9月	緊急時対応	3月	プライバシー保護

* 事故発生予防・再発防止等については、毎月の職員介護の危機管理の項目で対応

* 外部研修は個別に指名研修として実施していく

【年間行事計画】

月	内容	月	内容
4月	お花見、桜餅づくり防災訓練(消防署立会)	10月	「地域との合同防災訓練」、サンマ大会、グループホームバザー(家族会主催)
5月	柏餅づくり、神代植物園(バラ)	11月	グループホーム家族との遠足
6月	家族会、うどんづくり	12月	家族会&Xマス会
7月	「地域合同夏祭り」、七夕、学童保育との合同 うどんづくり、中庭での流しそうめん	1月	初詣、初釜、入居者新年昼食会
8月	バーベキュー	2月	節分、映画観賞
9月	家族会&敬老会、コンサート、「認知症高齢者の徘徊模擬訓練」、植物公園(バラ)	3月	家族会&餅つき大会、お雛祭り、餅つき大会、梅観賞

* ホーム内の防災訓練は毎月実施

* 地域見守り清掃活動は「GHいずみを支える会」と木曜日/毎週実施。

状況に応じて日常の買い物外出活動に変更することもある

* 地域昼食会、地域工作教室、歌声喫茶(3ヶ所)、JAみらいミニデイ、

ニットカフェ、大人のぬり絵教室は毎月地域の会場に外出参加

＊その他、入居者と決める夕食に併せて買い物外出(毎日)

お食事外出は3回/月程度、

【家族会】4回/年(6月・9月・12月・3月)

【グループホーム地域運営推進会議】6回/年(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

【GHボランティア交流会】1回/年(3月)s

【A/Bユニット交流会】

【季節行事】ひな祭り、柏餅づくり、バーベキュー、夏祭り、流しそうめん、敬老会、クリスマス、お正月、初釜、
節分、餅つき、
ぼた餅作り、うどん作り、餅つき大会等

【お誕生日会】利用者の誕生日月に合わせて開催(入居者の希望に合わせて、外食・プレゼントの用意)

【地域行事への参加】

- ・ 保育園(保育所ぼむ)との交流(毎週火曜日)、小学校との交流(運動会、盆踊り)、
- ・ 「ふらっと住吉」定例会、「おでかけカフェ」と昼食会(第3水・すずらんの会主催)
- ・ グループホームの「地域の寄り合い所」としての場の提供、地域サロン、手作り教室等への参加、法人と地域の合同防災訓練、グループホームバザー(家族主催)
- ・ 「認知症高齢者の為の徘徊模擬訓練」は市内全体と当法人のエリア(泉町)で行う

【その他】

- ・ 25年度から開始した地域の大学(日本社会事業大学、武蔵野大学)の学生の授業の一環として見学、質疑、交流の協力を行う。
- ・ 地域からの相談、認知症に関する勉強会等の依頼がある場合は協力をを行う。
(グループホームも積極的に地域の認知症サポーター講座等を開催していく)
- ・ 毎年恒例となった「認知症高齢者の徘徊模擬訓練」(全7回実施)、「地域との合同防災訓練」、「地域との夏祭り」、「学童保育センターとの合同うどんづくり」、「地域との餅つき大会」など地域との協働のまちづくりのネットワークづくりに力を入れてきた。今年度は更に、介護保険サービスではカバー出来ない地域の困りごとに協働できる機会として、入居者と一緒にお買い物や外出する機会をお手伝いしていく「お出かけサロン」を1回/月開催していく予定。

2016 年度訪問サービスいずみ事業計画

訪問サービスいずみ管理者 中館 郁夫

【基本方針】

- ① 訪問サービスいずみは、住み慣れた家で自分らしく安心して生活できるように援助するために、安全安心できるケアに努めます。
- ② 訪問サービスいずみは、利用者の立場に立った視点で「利用者本位」「自立支援」を基本としたケアを実行します。
- ③ そのために職員が専門性を高め、法人理念の実現を目指します。
- ④ サービス利用希望者に対してまた、何かしらの支援が必要な方々に対して訪問介護事業の枠に拘らず法人職員として、対応をして参ります。

【事業計画】

- ① 法令順守
 - ・ 運営基準、人員基準を理解、実行できるように学べる機会を設けます。
 - ② サービスの質の向上
 - ・ 利用者様のニーズを多面的に捉え画一的なサービスの提供に繋がらないように努めます。
 - ・ 事故やヒヤリハットの分析を行い、再発防止策を行います。
 - ③ ヘルパーの質の向上
 - ・ 質の向上を望むヘルパーを増やす為、また向上に対して、評価制度(賃金の上乗せ)導入の検討を行います。
 - ④ 常勤職員の質の向上
 - ・ 各職員の職務記述書を作成し、それを実行できるように既存の評価制度を活用します。
 - ⑤ 状況に応じて、内部、外部研修を行います。
- 2016 年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。訪問 A 型として、現在の訪問介護と平行して、サービスの提供に努めます。

【事業目標】

- * サービス提供時間:年度当初月間1,000時間、年度末月間1,100時間
- * サービス活動収益: 47,590千円
- * 登録ヘルパーの確保(当年度で+7名)

【職員研修】ヘルパー研修

4月	西東京市の総合事業の説明と理解
5月	専門職として求められる接遇
6月	未定
7月	過去の接遇研修の振り返り
8月	未定
9月	三つのテーマで研修(身体介助・生活援助・規程、法令関係)

10月	未定
12月	未定
1月	未定
2月	三つのテーマで研修(身体介助・生活援助・規程、法令関係)
3月	2017年度の総括と2018年度に向けて。

【会議計画】

- ① サービス担当責任者会議・・・随時必要に応じて実施
- ② ヘルパー会議・・・上記研修において、適時実施

2016 年度 デイサービス悠花 事業計画

デイサービス悠花センター長 山崎圭子

【事業目的】

1. 認知症であるご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ることができるようなサービスの提供を行います。
2. ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、ご利用者がそれぞれの役割を持って生き生きと日常生活を営むことができるよう支援を行います。
3. ご利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるようなサービスの提供を行います。
4. 地域に密着したサービスの提供を行い、認知症の理解を進めます。

【事業計画】

1. ご利用者の好みや希望など蓄積した情報を活かし職員はご利用者の状態に応じたサポートを行い、ご利用者の意思を引き出し活動につなげることが出来るよう取り組みます。
2. 職員の観察力の向上をはかり、ご利用者の「できること」・「持っている力」に焦点をあてケアを実施していきます。また、ご利用者の変化に合わせ臨機応変に対応し柔軟なケアを行います。
3. ご家族との情報交換をこまめに行い、ご利用者のご自宅での様子を知ると共に悠花での活動がご自宅の生活の維持につながるような活動を提供していきます。
4. 認知症についての知識の向上をはかり、根拠を持ってケアを実践していきます。
5. ご利用者の希望を活かして食事やおやつ作りなどを企画していきます。個々のご利用者の状況に合わせて参加方法を検討し、料理や食事を楽しむことができるような取り組みを行います。
6. 近所の公園や商店へのお買い物など積極的に外に出かけ「行きたい。」と思った時のご本人の気持ちを大切に支援を行います。
7. ご家族との日々の情報交換・家族交流会などを通して、ご家族が安心して介護ができるようにしていきます。

8. 運営推進会議を年2回開催し、地域の方々のご意見を積極的に活動に取り入れていきます。そして、地域の中の「デイサービス悠花」であるよう地域との交流を深める企画を行い、認知症の理解を深める取り組みを行っていきます。
9. ご利用者・ご家族の意向を取り入れた通所介護計画書を作成し、適切なサービスの提供を行います。
- 10.『10の基本ケア』の考え方・ケアを学び実践していくと共に、計画的に研修(個人・集団)を行い職員の質の向上を図ります。
11. サービス提供時間の延長を実行するための体制作りを行います。
12. 法令を順守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示並びに説明責任を果たします。

【事業目標】

- * 1日の平均利用人数 10.0人
- * サービス活動収益: 39,973千円

【会議・委員会】

会議名	開催日	目的・役割	メンバー
職員会議	・月1回 ・その他、随時	・事業所全体の事業運営のための必要事項の確認・ケース検討を実施。 ・内部研修の実施。 ・危機管理・環境・研修・防災対策について職員会議内で検討を実施。 ・年間行事の企画・提案を実施。 ・内部研修の実施。	全職員
運行者会議	・4月・10月	・運行業務についての確認。 ・情報交換を行い・コースを点検。	運転手 相談員
食事会議	・年1回 ・その他随時	・日々の食事について確認・検討。	木々職員 センター長
ボランティア交流会	・7月	・ボランティアとの意見交換 ・ご利用者についての情報提供 ・認知症についての学習会の実施	センター長 ボランティア 職員
運営推進会議	・5月・11月	・運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態などの報告 ・地域の方からの意見収集	利用者ご家族 地域の代表者 市町村職員または 包括職員 センター長
各行事	・職員会議で開催 ・その他随時	・年間行事の企画について提案・検討。	全職員

【新任・現任職員研修計画(内部)】

開催月	研修内容	開催月	研修内容
4月	認知症	10月	感染症予防
5月	緊急時対応	11月	虐待予防
6月	食中毒予防	12月	接遇マナー
7月	認知症ケア	1月	倫理及び法令遵守
8月	介護技術	2月	認知症ケア
9月	非常災害時の対応	3月	プライバシー保護

* 事故発生予防・再発防止等については、毎月の職員介護の危機管理の項目で対応

* 外部研修は個別に指名研修として実施していく

【年間行事計画】

月	内容	月	内容
4月	花見(桜・カタクリ)	10月	一日外出(目的地未定)
5月	端午の節句 一日外出(神代植物園(バラ))	11月	家族交流会
6月	家族交流会 北山公園(菖蒲) アジサイフェスティバル(清瀬)	12月	クリスマス
7月	七夕 流しそうめん	1月	初詣 餅つき(地域交流)
8月	スイカ割り(ご近所交流)	2月	節分
9月	お月見 敬老会	3月	雛祭り

* 毎月1日に避難訓練を実施

* 毎月定期開催で地域との交流喫茶を実施

2016年度 支援サービスいずみ事業計画

支援サービスいずみ管理者 溝口吉郎

【事業目的】

1. 介護保険法の理念に基づき、高齢者が住みなれた地域・在宅でその人らしい生活が送れるよう、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域の資源の活用を含め、「利用者本位」「自立支援」「10の基本ケア」の視点にたち居宅介護支援のサービスを提供します。

【事業方針】

1. 利用者ニーズと家族のニーズを的確にとらえ、自立支援、重度化防止を目標にケアマネジメントを行います。また地域包括ケア、10の基本ケアの視点を持ち、ケアプランに反映させていきます。
2. 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。
 - ・ サービスの提供にあたっては計画について十分な説明を行い、利用者の理解と同意を得ていきます。
 - ・ マニュアルの整備、研修の実施に努め、職員の意識を高めます。
3. 地域から信頼され、選択される取組みをおこないます。
 - ・ 自己点検を行い、自己の仕事の振り返りを行うことで、客観的にとらえる機会を作ります。
 - ・ 専門研修への参加及び自己研鑽を行うことにより、専門職としての専門性をさらに高めます。
 介護支援専門員専門研修Ⅰ受講予定:中村
 介護支援専門員専門研修Ⅱ受講予定:砂川
 - ・ 月に一度の職員会議、週に一度の事例検討会を実施し、情報の共有化・スキル向上などを図ります。
 - ・ 事業所内で研修を実施し、事業所全体のレベルアップを図ります。
4. 市の分科会・圏域別事例検討会・ケアマネジャー交流会などへの参加、各地域包括支援センターとの連携を通じて、地域の情報収集に努め、地域包括ケアを目指します。
 - ・ 泉町地域包括支援センター主催の「いずみ介護塾」に参加・講師を派遣し地域包括ケアの一員としての活動を推進します。
5. 併設である泉町地域包括支援センター、デイサービスいずみ、訪問サービスいずみ、悠花との連携を密におこない、利用者にとって安心できる環境を作ります。
6. 他市区町村とも積極的に連携を取っていきます。西東京市在住であれば、住所地が他市区町村でもケアマネジャーを引き受け、保険者と連携を取っていきます。認定調査の依頼も受けます。
7. 法人内研修に講師集団としての役割を担い、法人内職場研修を実施します。

【事業計画】

- * 月間請求ケアプラン数:127件
 - ・ 予算計画に基づく目標数値の達成を目指します。各ケアマネジャーの目標担当件数を決め、責任を持って担当します。
- * サービス活動収益: 20,846千円

【研修計画】

- * 内部研修として、認知症ケア、プライバシー保護、倫理及び法令遵守についての研修計画を立てます。
- * 専門研修として、認知症ケアマネジメント、医療との連携、地域包括ケアなどを中心に参加をしていきます。
- * 法人内の内部研修を企画し、実施します。

【会議・委員会】

会議・委員会名	開催日	目的・役割	構成メンバー
職員ミーティ	月1回(第2木曜)	・ 事情所全体に事業運営のための必要事項の伝達、報告、事	全職員

ング	日) 9:00～10:30	故・苦情の再発防止のための情報提供と徹底。研修報告。	
ケース検討委員会	週1回(木曜日) 9:00～9:30	・利用者状況の把握とケアプランの内容の検討 ・困難ケースの検討	全職員
苦情対応委員会	職員会議後30分(2ヶ月に1回)	・利用者、家族、地域等からの苦情・意見に対する対応と解決の進捗確認と防止策の検討	全職員
境整備委員会	2ヶ月に1回30分	・事業所内外の環境整備・点検。必要物品の確認補充。	全職員

2016年度 泉町地域包括支援センター事業計画

泉町地域包括支援センター管理者 高岡裕美

【基本方針】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、設置主体である保険者と協働し、地域の実情を把握し、地域や関係機関とのネットワークの構築に努め、地域住民の様々なニーズに応じることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指します。

【事業計画】

1. 総合相談支援業務

- ・地域の身近で気軽に相談できるよろず相談窓口として、電話、来訪、訪問など、親切・迅速な対応を継続する。
- ・地域包括支援センターの認知度を高めるため広報、普及に努める。
- ・地域のワンストップ相談窓口を目指して適切なサービス、機関、制度の利用につなげる。
- ・相談援助技術の向上をすすめ、サービス機関や制度の案内のみに終わらず、相談者の状態に応じた対応をすすめる。
- ・地域の多様な資源、サービス、機関などと連携し問題解決できるようネットワークをさらに拡充する。
- ・支援困難な事例に関して、社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員その他の専門職それぞれの専門性を活かして、職員相互、さらには関係機関と連携、協働しながら「チームアプローチ」を実践し、解決を図る。

2. 権利擁護業務

- ・ 認知症などで判断能力が低下しても、住み慣れた地域で、尊厳のある生活と人生を維持出来るように地域権利擁護事業、成年後見制度の普及啓発に努め、専門機関と連携し、支援する。
- ・ 高齢者虐待の防止・予防のための広報啓発活動を通し、虐待を未然に防ぐ支援を行なう。
虐待ミニ講座の開催
- ・ 高齢者の消費者被害予防のため、消費者センターや関係機関と連携し広報活動や相談支援を実施する。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 住み慣れた地域で必要なサービスを利用し、高齢者が安心して生活を継続できるよう、医療、保健、福祉が連携した有機的な支援を行う。
- ・ 事例検討会などを通して地域のケアマネジャーの交流や研修等の開催にて資質向上の支援をする。
- ・ 地域のケアマネジャーが担当する困難ケースの支援をする。
- ・ 各種介護サービス事業所の現状を知り、連携をはかるための分科会に参加し、開催の支援をする。
- ・ 社会資源情報の収集と整理を行い、より適切な支援が速やかに行えるようにする。
- ・ 地域ケア会議の開催。個別課題から地域課題の視点を持ち、次年度介護保険事業計画等への提案をしていく。

4. 介護予防業務

①新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア・介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント

イ・一般介護予防事業

②予防給付

- *28年4月より、地域支援事業として新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始。基本チェックリストにてアセスメント実施。事業対象者として介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・制度の変更に対し、個々に訪問し、利用者が混乱しないように支援する。
 - ・介護予防事業への案内を実施し、その他インフォーマルなサービスを紹介し、介護予防の普及、啓発を行う。
 - ・ 閉じこもりによるうつや不活発な生活による筋力低下を防止するための体操教室や趣味の教室、講演会など開催し、分かりやすく広報し、参加できるよう支援をする。
 - ・ 自立を支援する介護予防プランを作成する。

5. 認知症対応業務

認知症に対する保険者の施策に対して連携をしていく。

- ・認知症介護者家族の会の開催
- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症ケアパスの作成の検討
- ・認知症支援コーディネーター事業及び認知症高齢者等に優しい地域づくりとしてネットワークシステムの構築の推進
- ・認知症疾患センターとの連携

6. 地域包括ケアシステムの構築

多職種協働による地域ネットワークの構築を目指す。

- ・下記に掲げるような高齢者が安心して生活することを目指した地域づくりの活動を行う。

①地域密着型通所介護・グループホーム等の運営推進会議の参加。

②サロン運営

高齢者だけでなく、地域の誰もが立ち寄れる居場所を目指したサロン運営を継続して行う。サロン運営を住民主体へと移行していく。

③出張相談 ルピナス・健康カフェ

介護予防・包括支援センターの周知を目的とした出張相談の継続

④多職種の交流会実施

⑤ささえあいネットワークの支援 → 生活支援コーディネーターとの連携

⑥自治会・町内会等も積極的にアプローチしていく

⑦ふれまちとの協働

⑧生活状況調査への協力・分析

市が行う高齢者生活状況調査に協力するとともに、その分析結果から地域課題を把握する。

⑨防火診断の協力

⑩そのほかの地域活動の実施

地域からの呼びかけに積極的に参加し、ひとりでも多くの方に地域包括支援センターの存在を知っていただく。

7. その他

- ・ 自己評価を行うことで、業務内容について客観的に検討・確認をする。運営協議会にて結果を報告する。評価点の低いものについては、改善策を法人・職員と検討・実施をしていく。
- ・ 職員は研修等に積極的に参加し、援助技術やケアマネジメント力の向上を図る。
- ・ 包括的支援事業に位置付けられている事業との連携を行う。
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③生活支援サービスの体制整備

2016年度グループホームちとせ事業計画

グループホームちとせホーム長 田路紀子

【事業目的】

- ① 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の方々が可能な限りご自分の自宅として24時間、365日、安心して家庭的な環境で共同生活を営んでいただけるよう支援致します。
- ② 入居者の方々の尊厳を尊重し、入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行う事により、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるような体制をつくります。

- ③ 地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行います。
- ④ 地域との交流のもとで、地域の他の社会資源との連携を図り、よりよいまちづくりの為の発信基地となります。

【事業方針とその評価】

- ① ご本人・ご家族・職員でサービス担当者会議を開催し、十分なアセスメントのもと、ご本人のニーズ、ご家族のニーズを把握し、適切なケアプランを作成します。
- ② 「10の基本ケア」を基本に施設全体でのケアの質の向上に努めます。
- ③ ケアプランのもと、入居者一人ひとりの尊厳を尊重し、個性やニーズを考慮し適切な支援をおこないます。日々のケアにより発見された気づきや、個々の ADL 変化等、毎日の申し送りを的確に行い、職員同士の情報の共有化を進めます。ケアプランの検討は全体会議、ユニット会議において毎月検討し、入居者の個々のニーズに対応していける体制をつくります。
- ④ 地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを行うことを目指し、家族会や地域運営推進会議の定期的な開催や色々な行事を通じて、積極的に情報の発信を行い地域に信頼される事業所を目指します。
- ⑤ 働きやすい働き甲斐のある職場づくりを目指し、離職率を改善します。グループホームの事業目標と、方針を日常のケアに生かしていきます。研修や勉強会の開催を定例化し、申し送りや記録の取り方等を繰り返し確認していく。
- ⑥ 法人内の他の事業所(小規模多機能ホーム・居宅介護支援事業所)との連携を行い入居者へのサービスの質を高めることとします。
- ⑦ サービスの提供にあたっては計画について十分な説明を行い、利用者ご家族様の理解と同意を得ます。
- ⑧ 利用者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。
- ⑨ 利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防を重視します。
- ⑩ 法人内の内部監査及び福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取り組み、サービスの質の向上に努めます。

【事業目標】

*稼働率:95%

*サービス活動収益: 95, 791千円

地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる区民に空床をつくることなく円滑に事業を行う。常に稼働率 95%(満室)を目指します。

空床を作ることなく事業を行うことを目指します。

【会 議】

会議名	開催日時	目的・役割	メンバー
全体会議	開催:月1回 第4水曜日 18:00~19:30	年間計画・報告、研修、ケアプラン検討、事故・ヒヤリハット報告、苦情に関すること、必要な全体研修、労務・人事に関すること、各委員会の活動計画・報告	全職員

ユニット会議	開催:月1回 18:00～19:30 3階:第1火曜日 2階:第1木曜日	ユニットごとの利用者のサービス内容の状況把握。業務内容の点検と問題点の改善等。	各ユニット職員
運営推進会議	年6回(隔月) (4月・6月・8月・10月・12月・2月)	・地域との連携、地域づくりをはかることを目的に開催 ・活動状況の報告 要望・助言を受ける	入居者代表・ご家族代表・地域住民・行政・包括支援センター・理事長・ホーム長
主任会議	第4週	・年間計画書の策定、年間報告書の策定、方針の策定と実践。 目標管理(上・下半期)、重要事案の検討、決定、入居者の入退居に関する事、経営状況の把握と対策。	ホーム長・主任
千歳台地区グループホーム連絡会	年2回	・千歳台地区5グループホームでの情報交換。 ・勉強会・研修の開催(はなクリニックにて) ・行政との連携。	各ホーム長・行政・地域包括支援センター

【委員会】

*グループホームちとせの事業運営を円滑に進めるために、以下の委員会を設けます。

- ①防災委員会(原則年4回)
- ②リスクマネジメント委員会(原則年4回)
- ③ケア向上委員会(原則年4回)
- ④環境整備委員会(原則年4回)
- ⑤ボランティア担当委員会(原則年4回)

【研修計画】

開催月	内容	講師
4月	人権擁護・虐待防止	管理者
5月	認知症高齢者に対するケアの基本	管理者
6月	感染症予防(食中毒)	看護師
7月	記録の意味と連動、記入方法について	管理者
8月	個別ケア研修(食事)	管理者
9月	個別ケア研修(排泄)	主任
10月	認知症高齢者に対するケアの基本	管理者
11月	感染症予防(ノロ・インフルエンザ、実践)	看護師
12月	個別ケア(行事の考え方編)	管理者
1月	第三者評価結果と今後の改善点	管理者
2月	次年度事業計画策定に向けての意見交換	管理者
3月	リスクマネジメント	管理者

上記以外に、法人での合同研修や各職員に応じた外部研修を計画します。

【年間行事予定】

月	内容	月	内容
4月	さくら祭り・食事会 外食会	10月	地域との防災訓練 外食会
5月	子供の日・菖蒲湯 外食会	11月	文化の日・家族会 外食会
6月	外出レク 外食会	12月	クリスマス会、忘年会・冬至のゆず湯・ 大みそか・外食会
7月	七夕・家族会 外食会	1月	お正月 外食会
8月	地域夏祭り 外食会	2月	節分 外食会
9月	敬老の日・秋のお彼岸おはぎ作り・外食会	3月	ひな祭り・春のお彼岸おはぎ作り・外食 会

【家族会】4回/年

【グループホーム地域運営推進会議】6回/年

【千歳台地区グループホーム連絡会】2回/年

【季節行事】ひな祭り、敬老会、クリスマス会等

【お誕生日会】利用者の誕生日に合わせて開催

【地域行事への参加】

- ・さくら祭りへの参加
- ・地域グループホーム秋祭りへの参加

2016年度 小規模多機能ホームみんなんち 事業計画

小規模多機能ホームみんなんちホーム長 肥田 克洋

【事業目的】

1. 要支援、要介護の高齢者が可能な限り住み慣れた自宅および地域で、その人が自分らしく暮らすことができるよう、小規模多機能型居宅介護を提供します。
2. 地域密着型サービスとして、地域に理解を深め、信頼関係を築きます。
3. その人が在宅生活を続けられるように、これまでの通所、訪問、泊まりの組み合わせではなく、小規模多機能型居宅介護として、その特徴を生かして、その時その人にあった「支え方」を提供します。

【事業方針】

1. ご本人のニーズ、ご家族のニーズを丁寧に聞き取り、その人らしい生活が続けられるよう、ケアプランを作成します。ケアプランに基づき、一人ひとりに合わせた小規模多機能型居宅介護計画を充実させ、職員間で共有し適切なサービスを提供します。目指すケアの方向性の統一を目指します。また、日常的にカンファレンスを行いながら職員間の気付きを共有し、ケア内容を改善していきます。
2. その人がこれまで歩んできた人生を大切に受け止め、最後までその人らしくあり続けられるような支援を目指します。また、ご本人とご家族の思いの違いを受け止め、みんなんちとして適切なケアを提案します。
3. 家事や、趣味など、今までその人が行ってきたことを大切にし、日常生活の中での動きもリハビリと考え、積極的に行っていただきます。また心身ともにリフレッシュすることを目指して外出の機会を持つよう計画します。
4. できないことに着目するのではなく、できること、できる可能性があることに着目し、ご本人、ご家族、職員ともに前向きな気持ちになれるような支援を行います。
5. ケアスタッフとしての専門性を高め、ケアの質の均一化を図るため、マニュアルの整備・見直しを行い研修を計画し実施します。
6. 家族会を定期的で開催し、相互に意見交換を行い、より良いサービス提供を目指します。また、ご家族同士の交流の機会とし、連携が図れるよう支援します。家族会の内容をより充実させ、学習会などの開催を企画します。
7. 運営推進会議を定期的で開催します。事業所運営やサービス内容を報告し、多方面から意見をいただき、地域に必要とされるサービス提供を目指します。運営推進会議の内容の充実を図ります。また、地域に根差していけるように積極的に交流の機会をつくります。
8. 日ごろからの情報交換や、職員会議の充実を図りコミュニケーションを深め、職員がより充実感を持って働ける環境づくりを目指します。また、職員に役割を定め、責任とやりがいを持って関わられるようにします。
9. ケアセンター世田谷内の他事業所との連携や交流の機会を積極的につくります。また、ケアセンター世田谷として地域に向けた発信ができる企画を検討します。

【事業目標】

1. 登録利用者数の早期計画達成、泊まり利用者の確保、また職員については適正人員の確保・ケアの質の向上を目指します。
2. 年間数値目標
 - *サービス活動収益： 69, 868千円
 - *登録者数:(年度末) 登録者 23 人、泊り利用人数:月間 60 人、平均介護度 2.5

【会議・委員会計画】

- ・各委員会・役割分担とも、年度当初に会議・活動計画を立て、その実施に向け各職員共に計画的に業務に取り組むことが出来るようにします。

	開催日	目的・役割	メンバー
運営会議	・月1回	・問い合わせ状況の確認・利用者情報の確認。安定した利用人数の確保が出来るようにする。 ・各委員会・役割分担等の進捗状況の確認。	ホーム長・ケアマネ・担当職員

		・職員会議内容の検討。	
職員会議	・月1回	・事業所全体の事業運営のための必要事項の確認。各委員会・役割分担等の報告。サービス等についての検討、各研修の実施を行い、サービスの質の向上を図る。	全職員
ケース会議	・月1回	・各ご利用者のケアについて課題分析し、ケア内容について検討する。	全職員
防災対策委員会	・年4回(6・9・12・3月) ・随時	・毎月15日に避難訓練を行い実施状況の確認・点検を行う。センター内の火災予防上の点検・検査実施状況の確認・検討を行う。	ホーム長・担当職員
危機管理委員会	・随時	・事故報告書・ヒヤリハットをもとに事故発生の対策と防止案を検討・提案を行う。 ・ご利用者の安全対策・人権に関わることについて確認・検討を行う。 ・ご利用者・ご家族・地域等からの苦情・意見に対する対応と進捗状況の確認をし、防止策の検討を行う。	ホーム長・ケアマネ・看護師・介護職員
マニュアル委員会	・年4回(5・8・11・2月) ・随時	・新規採用職員の研修を行う。 ・集合研修の計画を立て実施する。 ・ご利用者のニーズを把握し、必要なケア・サービスを提案する。 ・職員会議でのグループディスカッションを計画・実施する。 ・マニュアルの点検・修正を行う。	全職員 (担当別)
ボランティア・行事担当委員会	・随時	・地域交流活動の検討。 ・ボランティアの受け入れ態勢と支援の計画。 ・各行事の企画。	担当職員
NS会議	・年3回	・NS業務の確認。ご利用者の健康管理に関する情報の確認をおこなう。 ・医療知識についてのミニ研修を職員会議で実施する。	ホーム長・看護師・ケアマネ
送迎会議	・随時	・運行业務についての確認を行う。 ・情報交換を行い、各コースの点検を行う。	ホーム長・送迎担当・運転手
夜勤会議	・随時	・夜勤帯での業務、利用者情報の共有	ホーム長・担当職員

【研修計画】

・職場内研修

月	研修	月	研修
4月	疾病	10月	認知症ケア
5月	認知症	11月	緊急時対応
6月	食中毒対策	12月	事故発生予防・再発防止等、安全対策
7月	接遇・マナー	1月	感染症予防
8月	虐待防止・身体拘束排除	2月	非常災害時の対応

9月	倫理及び法令順守	3月	プライバシー保護
----	----------	----	----------

- ・外部研修として、世田谷区社会福祉協議会主催の研修等に職員を指名して受講してもらいます。
- ・「10の基本ケア」の実践編、座学編での習得

【行事計画】

・月次レクリエーション

月	レクリエーション内容	月	レクリエーション内容
4月	お花見(3月末より)	10月	外出
5月	端午の節句	11月	紅葉狩り
6月	外食	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	新年会
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

- ・月次レクリエーションに併せて誕生会実施
- ・ボランティア受け入れによるレクリエーション
- ・ケアセンター世田谷月1回の認知症カフェの参加
- ・保育園交流、小、中学校との交流を検討
- ・家族会を実施(4月・7月・10月・1月)
- ・運営推進会議の開催(4月・6月・8月・10月・12月・2月)

2016年度 支援サービスちとせ事業計画

支援サービスちとせ 管理者 酒井満喜

【事業目的】

介護保険法の理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくその尊厳を保ち、その有する能力に応じた自立した生活を安心して継続出来るように、介護保険法に基づく介護サービスの利用やその他の諸制度や社会資源の活用、行政機関や医療機関など他機関との連携及び生活の相談などの方法により、「利用者本位」「自立支援」の視点に立った居宅介護支援を行います。

【事業方針】

- (1) 地域や、関係機関、関係事業所との相談経路の充実に努めます。
- (2) 利用者に適正、公平な支援を行うための情報収集や学習の機会を設けます。
- (3) 運営基準、個人情報保護等、居宅介護支援事業所としての社会的責務を果たす事業所運営を行います。
- (4) 専門性、公益性に貢献できる質の高いサービス提供に努めます。
- (5) 介護報酬請求件数が目標に達するように努めます。
- (6) 認知症カフェの運営に協力し、地域に貢献できるように努めます。

【事業計画】

(1) 相談経路充実について

① 世田谷区砧・烏山支所、あんしんすこやかセンター(地域包括)6センター、世田谷区 社会福祉事業団が運営するデイサービスや入所施設、訪問看護ステーション、地元の介護サービス事業者への相談経路作りや営業活動を継続致します。

(2) 利用者に適正、公正な支援を行うための情報収集や学習の機会を設けることについて

① 世田谷区主催の研修に積極的に参加し、世田谷区の方針や区で標準化されている支援の手続きや方法を学習し、また、連携する事業所より実際のサービス運営情報を収集し、利用者に適正且つ公正な支援を行うよう努めます。

② 居宅サービス計画書などの個別の支援については、様々なケースの中にも適正で、漏れの無い介護サービスが提供できるように努めます。

③ 認定調査を行うに当たって、適正で公平性のある訪問調査が行えるように、認定調査員研修の受講や、国が実地するeラーニング学習システムに登録し、認定調査技術のブラッシュアップに努めます。

④ 2016年度研修計画

- ・ 世田谷区介護支援専門員現任研修を受講し、世田谷方式の習得に努めます。
- ・ 昨年度に続き、認知症ケア研修の継続受講に努めます。
- ・ 精神保健分野の講習を受講し、利用者や利用者を取り巻く環境理解に努めます。
- ・ 医療と介護の連携・協働をはじめ、チームケアのワークショップ研修に参加し、チーム作りのスキル習得に努めます。
- ・ 地域ケア会議に参加し、地域包括と地域事業者とのスキルアップ研修や研究会への参加に努めます。
- ・ 介護保険法改正関連・個人情報保護関連・虐待防止関連・権利擁護関連などの利用者の立場や利益を守る研修への参加に努めます。
- ・ 生活クラブ安心システムの理解、習得の為の研修に参加します。

(3) 社会的責務を果たす事業所運営について

① 運営基準に沿った居宅介護支援・個人情報の保護。緊急時対応・苦情対応・災害時対応など、社会的責務に対して、判断尺度と手順を明確化したマニュアルを作成し、日常業務の中で遂行出来るようにする。

② いつでも各問い合わせに敏速に対応できるよう、書類整備に努めます。

③ 人員増に努め、円滑な連絡体制や余裕のある支援が無理なく行えるようにする。

(4) 公益性に貢献できる質の高いサービス提供について

① 介護支援専門員が習得すべき事項として、コミュニケーション技術、人間理解、知識、知識を生かす根拠の裏付けのある技術や方法等について、法令遵守を基本として、日々の対人援助とそのケースへの検討などを通して、技術習得の学習と研鑽を重ねます。

② ミーティングの時間を活用し、多様な視点や立場から、様々な意見を収集検討し、多角的に分析理解が出来るように努めます。

(5) 介護報酬請求件数について

① 現在常勤ケアマネ2名体制。2名体制が整い、月平均介護報酬件数 75件を目標として達成を目指します。

② 行政からの依頼や医療相談室、地域のお困りの方や利用者などからの相談には、すべて迅速に対応し、適切な初期対応と相談に応じることで、在宅生活の相談事業所としての信頼形成に努めます。